

高山からの観光ルート調査業務 公募型プロポーザル募集要領

1 目的

高山市を訪問する訪日外国人観光客の旅行動向や高山市の周辺地域に関する意識等を把握するとともに、外国人による実地調査(モニターツアー)を通じて、高山市からの観光ルートで観光地を巡った場合の満足度、不足部分等を調査することにより、令和8年の中部縦貫自動車道県内区間開通を見据えた、本県のインバウンド施策の立案に反映する。

2 業務の名称

高山からの観光ルート調査業務

3 業務の期間

契約締結の日から令和6年10月11日(金)まで

4 応募資格

次の全ての要件を満たすこと。

- ① 日本において法人格を有していること。
- ② 「高山からの観光ルート調査業務仕様書」(以下、仕様書という。)4(1)、(2)を実施する上で、円滑なコミュニケーションを行うための十分な実施体制(語学力、観光・交流施策に関する知識)を有していること。
- ③ 地方への訪日旅行のノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- ④ 日本語での企画提案書の提出および契約締結が可能であること。
- ⑤ 福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第146条の規定により、知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること
※ 福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、審査委員会の終了時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。
- ⑥ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ⑦ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- ⑧ 県の指名停止措置を受けている者でないこと。

- ⑨ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ⑩ 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または、暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者

5 予算の上限額

委託金額は7,206,050円（消費税等諸税を含む。）を上限とする。

6 企画提案を募集する委託業務内容

- (1) 委託業務の内容は、仕様書4(1)、(2)のとおりである。
- (2) 応募者は下記の項目を記載した企画提案書（様式は任意）を提出すること。

項目	記載内容および留意事項
① 受託業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 責任者および本業務の実施体制 ・ 県との連絡体制 ・ 本業務を他の事業者と連携して行う場合、連携を行う他の事業者との役割分担を明確にした上で記載すること。 ・ アンケート分析を行う者の経歴、実務経験等
② アンケートの手法（仕様書4(1)のみ該当）	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査の手法およびその手法を選定する理由
③ アンケート調査のサンプル回収見込数と回収に向けた工夫（仕様書4(1)のみ該当）	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査のサンプル回収数の見込み ・ アンケート調査の回収サンプル数増に向けた工夫

④ 実地調査（モニターツアー）のモニターの人数とその属性（仕様書4（2）のみ該当）	<ul style="list-style-type: none"> ・モニターは外国人であること。 ・モニターは、メディア関係者を想定するが、他に適切な者を提案する場合は、具体的な人物名とその提案理由を記載すること。 ・メディア関係者をモニターとして提案する場合も、具体的な人物名とその提案理由を記載すること。
⑤ 過去の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・類似業務を実施した実績（過去3年以内）。 ・日本の自治体、国、政府関係機関からの受託業務を優先的に記載すること。
⑥ 見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・見積り内において、仕様書4（1）アンケート調査および4（2）実地調査（モニターツアー）の内訳を記載すること。 ・見積金額は日本円建てで記載すること。 ・上記「5 予算の上限額」に定める金額を上限とし、本体価格と消費税額を明記すること。 ・契約は日本円で締結し、為替変動による契約金額の変更は行わない。
⑦ 追加提案	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料の範囲内で、本業務に関連して実施可能な提案がある場合、その内容を記載すること。

7 スケジュール案および費用負担

(1) スケジュール案

契約締結後～ 7月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書4（1）アンケート調査に向けた準備（調査票の作成等）
7月下旬～9月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書4（1）アンケート調査の実施 ・仕様書4（1）アンケート調査の報告書提出 ・仕様書4（2）実地調査（モニターツアー）に向けた準備（調査票の作成、調査行程の調整等） ・仕様書4（2）実地調査（モニターツアー）の実施
～10月11日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書4（2）実地調査（モニターツアー）の報告書提出

(2) 費用負担

- ① 応募者が提案する企画内容を実施するために必要な費用は、第6（2）⑥の見積りに全て含むこと。
- ② 業務の実施にあたって必要な打ち合わせにかかる経費や郵送費、報告書の

作成等にかかる経費等は契約金額に含まれることとし、参考見積にはそれらの経費を盛り込んで提案すること。

③ 本企画提案の応募に係る経費は全て提案者の負担とする。

8 委託料の支払い

(1) 委託料の支払いは、本業務の終了後とする。

(2) 代金の支払いは日本円で、日本国内の銀行口座への振り込みに限る。日本国内にある外国の金融機関の口座で、当該口座への振り込みに、外国送金と同様の手続きが必要となるものについては利用できないので注意すること。

9 応募の手続き

(1) 下記の書類を提出すること。

内容	説明	提出形式	提出期限
質問票	別紙様式1	電子ファイル	令和6年5月14日(火) 17:00必着
参加申請書	別紙様式2	電子ファイル	令和6年5月23日(木) 17:00必着
応募資格誓約書	別紙様式3		
会社概要	任意様式	電子ファイル および紙媒体5部	※会社概要を記した紙媒体5部は企画提案書に同封で可。
参加資格確認書類	9(4)参照	紙媒体各1部	
企画提案書 参考見積書	6(2)参照	電子ファイル および紙媒体5部	令和6年5月30日(木) 17:00必着

(2) 提出方法

① 上記(1)の提出形式区分に従い提出すること。ただし会社概要および企画提案書は、電子ファイルに加え紙媒体に印刷したものを各5部提出すること。

② 電子ファイルは、電子メールにより下記宛先まで送信すること。なお、7MBを越える容量がある場合は、県で電子メールの受信が拒否される。そのため、電子ファイルを記録したUSB等記録媒体を郵便や宅配便等で下記宛先に送付、またはオンラインストレージを利用し、下記宛先に電子メールでダウンロードURLを通知する方法も可とする。

③ 紙媒体については、郵便等で下記宛先に送付すること。

〒910-0004

福井県福井市宝永2丁目4-10

福井県交流文化部観光誘客課インバウンド推進室 担当 渡辺、北川

TEL:0776-20-0699 Email: kankou@pref.fukui.lg.jp

④ 企画提案書は、提出後の追加、訂正は不可とする。

⑤ 質問がある場合、上記（１）に従い、上記③の宛先に電子メールで提出すること。

⑥ 質問に対する回答は、質問者および参加表明書提出者全員に対し、令和６年５月１６日（木）までに、電子メールにより回答する。なお、質問が多数ある場合、別途電子メールで新たな回答期限を通知することがある。

（３）受領確認

① 県は、上記（１）の書類提出を確認した際、応募を確認した事を電子メールで連絡する。

② 県から応募を確認した電子メールが届かない場合、上記（１）の提出期限の翌開庁日１７時までに、上記（２）③の担当者に電話で連絡をすること。なお、これを過ぎた場合、県は応募がなかったものとみなすので注意すること。

（４）参加資格確認書類

① 下記の書類を提出すること。

福井県競争入札参加資格決定通知書の写しまたは、競争入札参加資格審査申請書（受付印を押したもの）の写しあるいは、競争入札参加資格申請を電子申請システムで行った場合、受付確認メールの写し

※競争入札参加資格の認定申請は福井県会計局会計課に申請すること。

② 上記①の提出が無い場合、または書類の提出により４に定める応募資格を満たさないことが判明した場合、本公募への参加を認めない。

③ 上記①の書類の取得・提出に必要な費用は、応募者の負担とする。

（５）参加資格の結果通知

参加資格要件を審査し、その結果を令和６年５月２４日（金）までに電子メールで通知する。参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を電子メールにて通知する。

（６）企画提案書の提出辞退

参加表明書提出後、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を電子メールにて、企画提案書の提出期限までに提出すること。

なお、企画提案を辞退しても、不利益な取扱いを行わない。

10 審査方法

（１）県は審査会を設け、提出のあった企画提案書の内容を審査し、優先交渉権者を選定する。

（２）審査は、以下の評価基準により行う。なお、評価基準の配点等の質問は一切受け付けない。

① 提案内容：企画提案が実現可能かつ魅力的な内容となっているか。

② 取組姿勢：事業目的を適切に理解し、積極的に取り組む姿勢が見られるか。

③ 実施体制：計画を適正かつ確実に実施する体制を有するか。

- ④ 過去の実績：過去において類似の業務実績があるか。
- ⑤ 価格：見積りの積算は妥当か。費用対効果が優れているか。
- (3) 審査にあたり必要がある場合、審査員が企画提案応募者に対し、ヒアリングを実施する場合がある。また、必要に応じ追加資料の提出を求める場合がある。
- (4) 審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

1 1 契約

- (1) 県は優先交渉権者と協議を行い、契約の仕様や金額等について内容の詳細を定め、契約を締結する。したがって、優先交渉権者の選定時において、企画提案書に記載された全ての内容を承認するものではない。
- (2) 優先交渉権者が辞退した場合は、次点の者を優先交渉権者とし協議を行う。
- (3) 福井県財務規則第172条各号に該当の場合を除き、契約にあたり県に対し、契約金額の10/100以上の契約保証金の納付が必要。また、変更契約により契約額が増加した場合、増加額について契約保証金の追加納付が必要である。
- (4) 契約保証金は契約の履行完了を確認した後、還付する。この際、契約保証金に利息は付与しない。

1 2 その他の注意事項

- (1) 県民等から情報公開請求があった場合、企画提案書等の情報公開を行う場合がある。
- (2) 手続きで使用する言語および契約に用いる通貨は、日本語および日本円に限る。
- (3) 審査の結果、優先交渉権者の選定に至らない場合は、中止またはその他の方法によることがある。
- (4) 提出書類に虚偽の記載が認められた場合、当該応募者の提案を無効にする。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 優先交渉権者となった者は、会計法令に基づく契約手続きの完了までは県との契約関係は生じない。
- (7) この公募要領に定めのない事項については、県の指示に従うこと。

1 3 問い合わせ先

〒910-0004

福井県福井市宝永2丁目4-10

福井県交流文化部観光誘客課インバウンド推進室 担当 渡辺、北川

[TEL:0776-20-0699](tel:0776-20-0699) Email: kankou@pref.fukui.lg.jp